二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十月七日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年一月二十一日農林水産省告示第二十八号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十月七日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十八年三月二十四日農林省告示第六百十四号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十月七日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県奥州市衣川区西風山六九の五（次の図に示す部分に限る。）、六九の四、六九の六から六九の九まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十月七日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県遠野市宮守町達曽部四四地割九一（次の図に示す部分に限る。）、五三、九二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第三百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。
平成二十七年十月七日
関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号八の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第九号から第十四号」を「第一号から第六号の二まで及び第九号から第十四号の二まで」に、指定をした日欄中「平成二十七年三月十一日」を「平成二十七年九月十一日」に、指定の有効期間欄中「平成二十七年三月十四日から五年間」を「平成二十七年九月十一日から五年間」に改め、別表の指定番号十九の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、業務区域欄中「埼玉県の全域、茨城県の区域（水戸市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町に限る。）、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、西方町、壬生町、野木町、岩舟町に限る。）、群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町に限る。）、千葉県の区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市に限る。）及び東京都の区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町に限る。）」を「埼玉県の全域、茨城県の区域（水戸市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、石岡市、笠間市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、八千代町、五霞町、境町、阿見町、河内町、利根町、美浦村に限る。）、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、壬生町、野木町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町に限る。）、群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、みどり市、沼田市、富岡市、安中市、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、神流町、下仁田町、甘楽町、東吾妻町、榛東村、上野村、南牧村、川場村、昭和村に限る。）、千葉県の区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市、木更津市、成田市、佐倉市、市原市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、富里市、酒々井町、栄町、神崎町、芝山町に限る。）及び東京都の区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町に限る。）」に、指定をした日欄中「平成二十三年九月十一日」を「平成二十七年九月十一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十七年九月十一日から五年間」に改め、別表の指定番号二十三の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第九号から第十四号」を「第一号から第六号の二まで及び第九号から第十四号の二」に、指定をした日欄中「平成二十五年四月一日」を「平成二十七年九月十一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十七年九月十一日から五年間」に改める。